

令和5年8月定例教育委員会会議

1. 日時

令和5年8月24日（木）午前10時00分～午前11時45分

2. 場所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員、田中委員、大矢委員

4. 8月定例教育委員会会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員

5. 事務局出席者

(1) 事務局

尾西教育推進部長兼教育総務課長、小川生涯学習部長、安田教育推進部理事、篠崎教育指導課長、向井教育指導課参事、小池教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、西野地域教育推進課長、森図書館長、松村教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

(2) その他

島田環境経済部長、福岡環境経済部理事、中野産業観光課長

6. 会議要録

開会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和5年8月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

7月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。
特にご異議等がありませんでしたので、7月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

8月の会議の会議録の署名は、私のほかに藤本教育長職務代理者と嘉名委員
にお願いします。

藤本教育長職務代理者、嘉名委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和5年7月19日から令和5年8月23日までの間の活動、主なものを申
上げます。

まず7月19日水曜日は、市政策検討会議に出席しました。南河内地区人権
教育協議会事務局応接に従事しました。

20日木曜日は、カームル市高校生の市長表敬訪問に出席しました。連合生
徒会に出席しました。

21日金曜日は、愛・いのち・平和展（キックス）、ふるさと歴史学習館を視察
しました。教育委員会研修会に出席しました。

23日日曜日は、加賀田中学校区青少年健全育成会納涼映画祭に出席し
ました（加賀田小学校）。

24日月曜日は、バトントワリング市長表敬訪問に出席しました。

25日火曜日は、庁議に出席しました。

26日水曜日は、臨時教育委員会会議に出席しました。

28日金曜日は、大阪府都市教育長協議会夏季研修会に出席しました（アウーナ大阪）。

30日日曜日は、えいご村えんにちを視察しました（イズミヤゆいテラス）。

2日水曜日は、臨時部長会に出席しました。府教職員人事課応接に従事しました。奨学金選考委員会に出席しました。

3日木曜日は、市部長会、庁議に出席しました。写生教室を視察しました（観心寺）。楠木正成伝説を視察しました（ふるさと歴史学習館）。

4日金曜日は、学びの森開村式に出席しました。局内会議に出席しました。夏休み子ども体験教室を視察しました（千代田公民館）。学びの森を視察しました（滝畑ふるさと文化財の森センター）。

6日日曜日は、ラプリーホールミュージカルを視察しました。学びの森閉村式に出席しました。南花台ふるさと夏祭りを視察しました（南花台第10公園）。

10日木曜日は、近畿都市教育長協議会令和5年度第2回役員会に出席しました（アウーナ大阪）。

14日月曜日及び15日火曜日は、台風7号接近による災害対応業務に従事しました。

18日金曜日は、大阪府都市教育長協議会役員会・夏季研修会に出席しました（アウーナ大阪）。

22日火曜日は、全員協議会に出席しました。人事関係業務に従事しました。

23日水曜日は、南河内地区教育長協議会夏季研修に出席しました（播磨町ほか）。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

松本教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

松本教育長

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 議事 (要旨)

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第 2 2 号「河内長野市立幼稚園設置条例の廃止について」の説明をお願いします。

尾西教育推進部長兼教育総務課長

議案第 2 2 号「河内長野市立幼稚園設置条例の廃止について」ご説明させていただきます。議案書につきましては 2 ページから 3 ページを、議案説明資料につきましては 2 ページをお願いいたします。本件につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度まで休園中の三日市幼稚園について、休園期間中に、幼児教育等のニーズの受け入れ環境を見極めながら、再開または廃園を判断することとしておりましたが、令和 6 年以降も本市域内での幼児教育等の受入れ体制は現状と変わらず、定員の充足が続くと見込まれますことや、公立施設としてのセーフティーネットの役割は、市立千代田台保育園が令和 2 年 4 月に市立千代田台こども園として開設されたことで確保されていると考えますことから、令和 5 年 9 月末をもって三日市幼稚園については廃園することといたします。このことから、三日市幼稚園を規定しております河内長野市立幼稚園設置条例及び関係する条例を廃止するものでございます。廃止時期につきましては、令和 5 年 10 月 1 日を予定しております。なお、本件は 9 月市議会に上程予定でございます。また、同幼稚園の廃止については、地元自治会の了解も得ております。また三日市幼稚園廃止後同場所において、10 月 1 日より適応指導教室を開設してまいります。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

田中委員

適応指導教室の設置で決まったのですか。

尾西教育推進部長兼教育総務課長

適応指導教室設置の方向で進めております。

松本教育長

他にご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 2 2 号「河内長野市立幼稚園設置条例の廃止について」を承認といたします。

松本教育長

それでは次に議案第 2 3 号「河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定審査会設置条例の制定について」の説明をお願いします。

向井教育指導課参事

議案第 23 号「河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定審査会設置条例の制定について」の説明をさせていただきます。議案書は 4 ページから 7 ページを、議案説明資料は 3 ページをお願いいたします。議案説明資料に基づきましてご説明させていただきます。中学校の全員給食につきましては、河内長野市学校給食のあり方検討委員会の答申を受けまして、令和 4 年 5 月に策定しました河内長野市学校給食の基本方針を踏まえて、センター方式によることとしております。ただし、現在の給食センターの老朽化や、全員給食を実施するには現在の給食センターでは容量が不足することから、新たな給食センターを整備することとしております。それに伴いまして、今年 6 月に策定しました河内長野市学校給食（施設整備）の基本計画に基づいて、順次準備を進めているところでございます。事業の実施にあたりましては、民間事業者のノウハウの活用が可能となる DBO 方式、設計・施工・運営・維持管理一括発注方式を採用して実施することとしておりまして、令和 6 年度に公募型

プロポーザルにて包括的に事業者を選定するという事で、学識経験者を交えた附属機関を新たに設置するために、本条例を制定するものでございます。組織としましては、委員 6 名で構成をしております。学識経験者 3 名と市の部長級職員 3 名を予定しております。同審査会におきましては DBO 方式、公募型のプロポーザルを行いますので、各事業者からの提案をご審議いただきます。その提案をいただく前にも公募の資料や要領、審査の方法も含めてこの審査会でご審議いただき、公募をいたします。応募していただいた提案書などをこの審査会でご審議いただきまして、候補者を選んでいただくという審査会になっております。審査会の回数は全 5 回を予定しております。今年度は 1 2 月と 3 月に 2 回を予定しておりまして、来年度 3 回を予定しております。施行日につきましては公布の日となっております、9 月の議会に上程をする予定になっております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 2 3 号「河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定審査会設置条例の制定について」を承認といたします。

松本教育長

それでは次に議案第 2 4 号「河内長野市赤峰市民広場条例の廃止について」の説明をお願いします。

二井文化・スポーツ振興課長

議案第 24 号についてご説明をいたします前に、これに関連いたしまして、去る 8 月 22 日の市議会全員協議会におきまして、赤峰産業用地の事業進捗状況、及び代替施設の整備状況等について、市及び教育委員会事務局から報告を行っております。本日は、まずその内容を簡単にご説明させていただくと共に、その内容に関しまして、ご

質問等がある場合に備えまして、環境経済部長以下入室いただきたいと考えておりますが、入室していただいてよろしいか、委員の皆様にご相談いただけますでしょうか。

松本教育長

委員の皆様、よろしいでしょうか。

全教育委員

異議なし。

松本教育長

それでは入室を許可します。

二井文化・スポーツ振興課長

では、別綴じで配布しております資料をお願いいたします。8月22日付けの全員協議会資料をご覧ください。A3サイズで綴じこんでおります資料でございます、「(仮称)赤峰産業用地の事業進捗状況及び代替施設の整備状況等について」でございます。まず、産業用地化の目的でございますけども、本市では、まちの活力の維持向上を図り、市内事業者や市民の誰もが活躍できる環境を整備するため、赤峰市民広場の産業用地化や、スポーツ施設の再編、新たな学校給食センターの整備などに取り組んでいます。このような中で、まちの活力を維持向上させ、雇用の促進や人口減少の抑制、関係人口の増加等を図るために、赤峰市民広場の産業用地化を進めております。計画地や整備概要の周辺区域の説明をさせていただきます。1枚めくっていただきまして、次の別紙ですが、一番広い部分、赤峰市民広場のグラウンドを中心とする場所が産業用地化エリアとなります。角のように出っ張っている左側の上が現在の学校給食センター、右側の出っ張っている方が新たな学校給食センター建設予定地となっております。点線で囲っている区域全体を用途変更いたしまして、産業用地に使える形で用途を変更する事となっております。

資料の「赤峰産業用地の事業進捗状況について(令和5年6月以降)」についてですが、住民説明会の主な意見といたしまして、なぜ赤峰市民広場なのか、赤峰

市民広場以外にないのかということや、交通量の増加など周辺環境の影響などが心配であるということや、赤峰市民広場を産業用地化しても、企業が集まらないのではないかということや、子どもやお年寄りが過ごせる憩いの場を作って欲しいといった意見が住民説明会の中でございました。住民説明会のほかにも、地域の自治会に産業観光課や給食センターの担当者とこちらから出向いて行って説明しております。主な意見といたしまして、産業用地化に伴う公共交通の路線バス増便の可能性や、現給食センターの跡地の活用などについてのご質問等が出て説明をいたしました。また、立地企業のエントリーが 8 月末までであることや、分譲価格、分譲面積や申し込みの資格や立地企業の選定基準といったことなどについても説明がございました。

資料の「スポーツ代替施設の整備状況等について（令和 5 年 6 月以降）」についてですが、スポーツ施設の代替の整備状況で住民説明会におきましては、1 つ目に赤峰市民広場の代替グラウンドとして市外のグラウンドも提示されており、利用者にとっては不便ではないかといった意見がございました。これに対しましては、代替地は市内を基本といたしますが、不足する部分については、市外も活用させていただくということを説明いたしました。短期的にはご不便をおかけしますが、中長期的な視点でスポーツ施設の集約や再編等を検討しているというお答えをしております。2 つ目にスポーツ施設の充実とともに、野外ステージなど文化施設の充実も図ってほしいというご意見に対しましては、野外ステージについては、ニーズを見極めるとともに、公園機能の充実もあわせて、庁内の関係部局と連携して充実を図っていくというお答えをしています。3 つ目に、具体的な赤峰市民広場にかわる代替施設の提案をして欲しいというご意見がございました。これには、できるだけ早い時期にどのような施設が整備できるのかを提示して参りたいとお答えしています。また、後ほどご説明いたします河内長野市スポーツ振興基金に赤峰市民広場の売却益やスポーツ施設の駐車料金を積み立て、代替施設及びスポーツの振興に使ってきたいとお答えをしております。

スポーツ代替施設の整備ということで、短期的な代替施設といたしまして、長野北高校跡地や南花台小学校の跡地を活用することとしております。これについては、9 月議会に補正予算の上程を予定しております。中長期的な再編整備といたしまして、現在スポーツ施設の再編、整備構想を策定中でございます。9 月中をめどに中間報告書を作成し、2 月ごろに素案を策定いたしまして、中長期的な再編の時期、場所、対

象施設等を提示してまいりたいと説明をしております。

今後のスケジュールといたしまして、産業部局からは、住民説明会は、今後も継続して実施していく説明がありました。立地企業におきましては、現在エントリーの募集をしております、9月頃決定いたします。その後、調整協議を経て、来年の6月までに契約の予定をしております。造成工事におきましても、包括委託受託予定者を募集いたしまして、事業計画策定の後、施工認可がおりましたら、令和6年の7月頃から造成工事にかかるということでございます。次にスポーツ施設の代替の状況でございます。「赤峰市民広場条例」を廃止する条例を9月議会に上程いたしまして、令和6年の6月で赤峰市民広場を閉鎖する予定となっております。今後、代替施設の予定の長野北高校、南花台小学校の整備を行ってまいります。スポーツ施設基本構想を今年度中に策定いたしまして、令和6年度以降に向けましてスポーツ施設の基本計画の策定を予定していること説明しております。以上が先日の市議会の全員協議会での報告内容でございます。

それでは議案第24号「河内長野市赤峰市民広場条例の廃止について」ご説明させていただきます。議案書は8ページから9ページ、議案説明資料は4ページをご覧ください。本件は、河内長野市赤峰市民広場を廃止するため、本条例を廃止するものでございます。当該施設につきましては、市内産業の振興を目的とした産業用地化を進めるとともに、本市スポーツ施設の課題解決を図り、今後のスポーツ施設に求められる施設再編を行うことから、これを廃止するため、河内長野市赤峰市民広場条例を廃止するものでございます。施行予定日、廃止の日でございますが、公布日から起算して、1年を超えない範囲内において、教育委員会規則で定めてまいります。議案書の9ページに廃止条例を掲載しております。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします

嘉名委員

私は都市計画審議会等々で中身を知っているのですが、赤峰市民広場条例の廃

止に伴って、例えば利用料金等の関連の条例の改正は必要になるのですか。

二井文化・スポーツ振興課長

使用料については赤峰市民広場条例に含まれておりますので改正の必要はございませんが、新たな代替施設については条例の制定が必要になる可能性はあると考えております。

嘉名委員

わかりました。

大矢委員

立地企業の募集期間は8月末までの2ヶ月間だけで、延長する予定はないのですか。

中野産業観光課長

現在、この期間で設定しております。当然その申し込み状況等にもよるのですが、現状でいきますと、ご用意できる宅地面積以上のお申し込みいただいておりますので募集期間の延長は基本的には考えておりません。

大矢委員

わかりました。

松本教育長

赤峰市民広場条例の廃止条例を教育委員会会議にお諮りしているのですが、市民からのご意見、要望や市議会議員からのご意見等我々にとって、頭の痛い話もお知りいただかないと、ただ単に委員の方々に説明して終わりましたではいけないと思います。会議外で委員の方々にも質問されることがあると思いますので、心得ておいていただきながら、賛成反対を言ってもらう。現在の状況をしっかり説明をしていただきたいと思います。

二井文化・スポーツ振興課長

継続的にご利用いただいていますスポーツ団体として河内長野総合スポーツ振興会があります。河内長野総合スポーツ振興会は当課としても総会や理事会等に出席させていただいており、少年軟式野球や大人の軟式野球、サッカー、グラウンドゴルフの団体から構成されている組織となります。同振興会からは代替地をしっかりと確保して、使える環境を整備してもらうことが前提で、代替地が長期間になれば、代替地しか知らない子どもたちがでてくるということで、目安としては5年以内に新しい施設でプレーさせてあげたいというご要望を受けております。その中で、我々としては可能な限り真摯に対応させていただくことで同振興会についてはご理解をしていただいているところです。

あとは住民の方や市議会議員の方ですが、その仮の代替地のことではなくて、きちんと整備する内容を早く見せてくれと、口先だけの約束じゃないのかというふうなご意見もいただいております。当課としては、今年度中にスポーツ施設再編基本構想の策定を進めていることをご説明させていただいております。また、地元の住民の方からは赤峰市民広場には公園機能も合わせてございますので、公園機能をできるだけ近いところに設置してほしいという要望も受けております。これにつきましては、産業部局から市の方針として設置を進めてもらえるように、ご説明していただいているところでございます。説明は以上です。

松本教育長

ご質問・ご要望がある時にはそれに対応するというような取組みというのは、ある程度、目途がたって進めているということですか。

二井文化・スポーツ振興課長

はい、進めております。

松本教育長

公園的機能のご要望についての取組みは、目途がたっているのですか。

中野産業観光課長

公園につきましては、先程二井課長からご説明をいただきましたとおり、周辺住民の方々からご要望いただいているところです。お答えとしましては、産業用地の中にも、遊歩道の整備や、一部小さな広場を確保しようということで検討しております。地元の声を聞きますと、やはり、今あるすべり台やジャングルジムといった公園的機能を建設してほしいというご要望を受けておりますので、既存の寺ヶ池公園や、南花台の公園集約等も図っておりますので、その声をどのように反映していくかということに関係部局と連携しながら対応していきたいと考えております。

松本教育長

寺ヶ池公園も候補には挙がっているのですか。

中野産業観光課長

はい。候補に挙がっております。まずは地域でどのような公園を求めているのかという部分を把握してまいります。その後、求めている公園像に対する対応策として、さきほど申し上げた施設等の活用も図りながら反映していきたいと考えております。

大矢委員

赤峰市民広場内の日時計のモニュメントはどうなるのですか。

中野産業観光課長

日時計のモニュメントの活用方法は未定となっております。引き取りの希望等があれば検討してまいりたいと考えております。

田中委員

産業用地化を進めるにあたって反対意見はあるのですか。

中野産業観光課長

反対意見はありますが、どのようにフォローしていくかということを庁内関係部局で検

討を進めております。

松本教育長

ほかにご異議等ないでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 2 4 号「河内長野市赤峰市民広場条例の廃止について」を承認いたします。環境経済部のみなさんにはこれでご退室していただきます。ありがとうございました。

松本教育長

それでは次に議案第 2 5 号「河内長野市スポーツ振興基金条例の制定について」の説明をお願いします。

二井文化・スポーツ振興課長

議案第 25 号「河内長野市スポーツ振興基金条例の制定について」ご説明させていただきます。議案書は 10 ページから 13 ページ、議案説明資料は 5 ページをご覧ください。本市スポーツ施設につきましては、赤峰市民広場の産業用地化を進めるとともに、老朽化への対応等、様々な課題の解決に向け、今後のスポーツ振興に求められる施設再編を行う必要がございます。再編の具体化に向けまして、その財源の確保を図るとともに、赤峰市民広場の産業用地化による土地売却等の利益をスポーツ施設の再編に充てるべく、スポーツの振興に特化した新たな基金を創設するため、本条例を制定するものでございます。施行予定日といたしましては、令和 5 年 10 月 1 日を予定しております。議案書の 11 ページ以降をご覧ください。河内長野市スポーツ振興基金条例ですが、設置から管理・運用益処理の方法等、7 条で構成しておりまして、附則に施行期日が 10 月 1 日としてございます。その次に、「河内長野市文化、スポーツ及び国際交流等推進基金条例の一部改正」となっております。題名が、「河内長野市生涯学習及び国際交流基金」名称に変更いたします。スポーツの部分「河内長野市スポーツ振興基金条例」として制定し、スポーツ以外の部分の名称を変更し、今後も基金を活用してまいるといってございます。第一条の設置の内容が、文化及び芸術の振興、図書館の充実、文化財の保護及び活用、青少年の健全育成、

国際化及び多文化共生の推進等（スポーツの振興を除く）に要する資金に充てるため、河内長野市生涯学習及び国際交流基金を設置いたしますということで、このような内容を附則で記載しております。次に「河内長野市基金に属する現金の一括運用により生ずる収益の処理に関する条例の一部改正」ですが、これは市長部局の財政当局の内容ですが、基金に属する現金の一括運用に生ずる収益の処理に関する条例も併せて改正しております。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします

藤本教育長職務代理者

これまではスポーツや文化・芸術の振興等をひとつの条例で実施していたものをスポーツの分野だけを別の条例を制定するというものですか。

二井文化・スポーツ振興課長

そのとおりでございます。

藤本教育長職務代理者

これは地域住民に対してもわかりやすくなると思います。

田中委員

産業用地化にエントリーする企業は河内長野市の企業が優先ですか。

小川生涯学習部長

そのとおりです。市内業者の市外流出防止が産業用地化の一番の目的となっております。現在、エントリーしている企業もほぼ市内の企業であると聞いております。

松本教育長

ほかにご異議等ないでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 25 号「河内長野市スポーツ振興基金条例の制定について」を承認いたします。

松本教育長

それでは次に議案第 26 号「令和 5 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について」の説明をお願いします。

尾西教育推進部長兼教育総務課長

それでは議案第 26 号「令和 5 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について」のご説明をさせていただきます。議案書につきましては 14 ページを、議案説明資料につきましては 6 ページを、併せて別冊 1 議案第 26 号関係資料、「令和 5 年度河内長野市一般会計補正予算案について【教育委員会関係抜粋】」をお願いいたします。本件につきましては、令和 5 年 9 月市議会に提案予定の令和 5 年度河内長野市一般会計補正予算案のうち、教育事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、市長より意見を求められたことによるものでございます。18 ページの上段 1、歳入歳出予算の補正ですが、今回の補正は今年度 4 号補正でありまして、教育費を含む一般会計全体では補正額が 3 億 9906 万 1000 円となっております。今回、ご報告いたします補正予算の関係課といたしまして、教育総務課、教育指導課、文化・スポーツ振興課、地域教育推進課となります。補正予算の詳細につきましては、各課から順にご説明をさせていただきます。

それではまず、教育総務課でございます。教育総務課における、今回の補正予算につきましては、19 ページの上段 3、債務負担行為の追加でございます。内容としまして市立小学校トイレ整備工事設計業務委託料と市立中学校トイレ整備工事設計業務委託料でございます。それぞれ期間は令和 5 年度から令和 6 年度でございます。限度額につきましては、小学校が 270 万円、中学校が 540 万円でございます。本件につきましては、来年度予定しております小学校は川上小学校そして中学校は東中学校のトイレ整備工事にかかわる設計委託料でございます。トイレ改修の工事につきましては近年、概ね 2 校、小学校 1 校、中学校 1 校の整備を目指しておりまして、来年

度におきましても、このトイレ整備工事を実施すべく、まず今年度中に設計業務委託料にかかる債務負担行為の補正予算案を調整させていただき、来年度には着実に整備工事の実施に向けて参りたいと思っております。教育総務課からの説明は以上でございます。次、教育指導課からでございます。

向井教育指導課参事

次に教育指導課から説明させていただきます。22ページの下から2段目をお願いいたします。先程説明させていただきました、給食センターをDBO方式で実施するための選定審査会の条例の上程を予定しております。今回の補正予算は選定審査会の委員報酬になります。金額は5万2000円、1回当たり2万6000円。会長が1万円、その他委員が8000円ずつで、1回あたり2万6000円の、2回を予定しておりますので、5万円2000円になっております。科目としては、教育費の保健体育費の学校給食費、委員報酬になっております。教育指導課からは以上です。

二井文化・スポーツ振興課長

続きまして、文化・スポーツ振興課の補正予算でございます。19ページの3債務負担行為の補正をご覧ください。2つでございます。まず1つ目が成果連動型業務委託料（市民交流センターエレベーター保守点検業務）でございます。関連するものが庁舎管理の部分で、庁舎エレベーター保守点検業務というものがございます。こちらと合わせて、財政課で管理コストの削減を進めていくために、今回はエレベーターのみでございますが、清掃や警備、その他の管理業務についても、コストマネジメント、コンサルティング業務を今後進めていくということでございます。まずは、エレベーター保守点検業務で成果が出ると使用の適正や最適化、価格の協議、調達手法の最適化等を行いまして、今年度から来年度にかけて新たな事業者などとも交渉いたします。実際に削減できましたら、その成果をコンサルティング事業者に対して削減額の90%を令和7年度に支払うという流れになっております。そのため現在見込んでおりますのは市民交流センターのエレベーターの業務のコストが来年度最大201万3000円の削減が可能であるという、コンサルティングの調査結果が出ております。費用を削減できましたら、その90%を令和7年度にコンサルティング業者に支払うという試算になっておりま

す。それが、1つ目でございます。

2つ目が現南花台小学校の駐車場整備等工事でございます。令和5年から令和6年度にかけて実施するものでございます。これは先ほどの赤峰市民広場の産業用地化に伴うスポーツ施設の代替地となるものでございます。現在の南花台小学校に駐車場を整備いたします。また、鉄棒や登り棒、ジャングルジムといった遊具を撤去するための関係の予算でございます。今年度中に準備を整えまして令和6年度に入っすぐに契約、工事を進めるための補正予算でございます。

続きまして21ページをお願いいたします。文化・スポーツ、国際交流のマイナス620万円でございます。こちらはもともと令和5年度で、現在の文化・スポーツ及び国際交流等推進基金への積み立てを予定していた金額でございます。ここにはスポーツも含んでございましたので、スポーツ部分を新たな基金に積み立てる必要がございますので、現在の基金の積立額を減額しまして、新たな基金に積み立てるという予算でございます。今年度、スポーツ振興のためのふるさと納税が約300万円を見込んでおります。駐車場の収益金が、固定収益で320万円ございますので、これを事業から減額し合わせ620万円の減額補正するものでございます。

続きまして22ページをお願いいたします。教育費、保健体育費、体育振興費の1,670万円でございます。こちらが新たに河内長野市スポーツ振興基金を設立いたしまして、今年度積立を予定している額でございます。今年度中に入ってくる予定でございます620万円と1050万円がここに入っております。これが取崩しの予定にしておりましたスポーツ施設の再編の基本構想500万円を委託しております、その2分の1が河内長野市文化、スポーツ及び国際交流等推進基金を活用することになっておりましたので、この250万円と、これまで駐車場収入として基金に積立しておりました残額800万円、これらを合わせまして1,670万円を新たなスポーツ振興基金を積立するというものでございます。

続きまして、保健体育費、体育施設費でございます。2,856万円を計上しております。さきほど南花台小学校の跡地の整備を説明しましたが、こちら赤峰市民広場の産業用地化に伴うスポーツ施設の代替地である長野北高校の整備工事についてでございます。こちらは防球ネットが破損しているものや高さが足りないということで、新たな購入となっております。併せて先ほどの体育施設用具施設の撤去や駐車場整備の

予算でございます。

最後に23ページでございます。繰入金の補正をおこなっております。現在の文化・スポーツ及び国際交流等推進基金が800万円と、新たなスポーツ振興基金からの繰入金が250万円とこういったことで、新しく基金を整備するため載せさせていただいております。以上でございます。

西野地域教育推進課長

続きまして、地域教育推進課にかかる補正予算につきましてご説明申し上げます。資料の22ページでございます。教育費、社会教育費、放課後児童会費1,220万5000円につきましてです。歳出といたしまして、償還金利子及び割引料の内容につきましては、令和4年度におきまして国より受けました放課後児童会の運営に係る交付金の精算に伴う返還金でございます。こちらの交付金につきましては、決算額は確定したものを翌年度に精算するものでございまして、昨年度国より交付を受けておりました。子ども子育て支援交付金9,093万4000円に対しまして決算額が7,905万8000円でしたので、差し引き1,187万6000円を国に返還するものでございます。

また、放課後児童会の支援員等処遇改善のために昨年度、令和3年度分と令和4年度分を合わせまして国より交付を受けました230万9000円に対して決算額が198万1145円でしたので、差し引き32万8455円。合わせまして1,220万5000円を国へ返還するものでございます。説明は以上でございます。

尾西教育推進部長兼教育総務課長

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

22ページの文化・スポーツ及び国際交流等推進基金繰入金のとりにくずし金の1,050万円の内訳を教えてくださいませんか。

二井文化・スポーツ振興課長

23 ページに現在の文化・スポーツ及び国際交流等推進基金に駐車場収入 800 万円がございます。これをスポーツ振興基金に移します。また、23 ページの今年度元々現在の文化・スポーツ及び国際交流等推進基金から取り崩す予定をしておりました 250 万円も、新しいスポーツ振興基金に移しますということで、その 800 万円と 250 万円を合わせまして 1,050 万円となっております。

藤本教育長職務代理者

文化・スポーツ及び国際交流等推進基金から新しくできるスポーツ振興基金に移すということですか。

二井文化・スポーツ振興課長

そのとおりでございます。

藤本教育長職務代理者

エレベーターの保守の件で、約 200 万安くなるということですが、メーカーに保守点検を委託していたものを別の業者に委託したら安くなるということだと思っておりますが、エレベーターというと少し危険を感じたのですが大丈夫でしょうか。

二井文化・スポーツ振興課長

エレベーターの保守点検業務はこれまで設置業者に委託しておりました。庁舎も同様ですが、設置業者が一番信頼でき、迅速に対応できるという事だったので、最近徐々に変わってきておまして、メンテナンス部品等も含めきちんと対応できる業者が他にも存在しているという状況がわかってまいりましたので、コンサルティング業者から受託業者を見つけてもらって、業者を選定していくという案を取り入れていく考えでございます。

嘉名委員

エレベーターの保守点検業務に関してはこれまでメーカーに紐づいたメンテナンス会社が受託するというのが、一般的で、価格を下げる圧力が、かなり弱い業界でした。寡

占業界で、あまりコストが下がっていなかったというのが実態でした。ところが最近はこの会社の製品でもメンテナンスする業者が現れて競争ができる環境になってきたので、価格の下げしろや伸びしろが見込みやすい業界となっておりますので、市としてもまずそこから進めているのだと考えられます。

松本教育長

他にご異議等ございませんか。

それではご異議等がないようですので、議案第26号「令和5年度河内長野市一般会計補正予算（案）について」を承認いたします

(5) 報告案件（要旨）

・報告第20号「労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について」

市立小中学校、子ども教育支援センター 川谷会館における、労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和5年4月26日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告したものの。

(6) その他報告（要旨）

尾西教育推進部長兼教育総務課長

○令和6年度組織機構改革について

伊藤文化財保護課長

○天野山金剛寺の講座 9月号広報掲載

○金剛寺多宝塔がピンク色にライトアップ 9月号広報掲載

西野地域教育推進課長

○令和6年「はたちのつどい」の開催について

森図書館長

- 代読ボランティア養成講座 8月号広報掲載
- 歴史講座「知られざる河内長野の歴史 ～『名所図会』と古文書に残る旅人～」
9月号広報掲載
- 図書館システム更新に伴う臨時休館などについて 9月号広報掲載
- 図書館 資料展示について

閉 会

松本教育長

以上で8月定例教育委員会を閉会します。

令和5年9月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和5年9月27日（水） 午前10時00分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

教育長報告（令和5年7月19日～令和5年8月23日）

別紙

- 7月19日（水） 市政策検討会議
南河内地区人権教育協議会事務局応接
- 7月20日（木） カーメル市高校生表敬訪問応接
連合生徒会挨拶（千代田中学校）
- 7月21日（金） 愛・いのち・平和展視察（キックス）
ふるさと歴史学習館視察
教育委員会研修会
- 7月23日（日） 加賀田中学校区青少年健全育成会納涼映画祭
（加賀田小学校）
- 7月24日（月） バントワリング市長表敬訪問応接
千代田中学校補習活動視察
- 7月25日（火） 庁議
- 7月26日（水） 臨時教育委員会会議
- 7月28日（金） 大阪府都市教育長協議会夏季研修会（アウイーナ大阪）
- 7月30日（日） えいご村えんにち（イズミヤゆいテラス）
- 8月2日（水） 臨時部長会、府教職員人事課参事応接
奨学金選考委員会
- 8月3日（木） 市部長会、庁議
写生教室視察（観心寺）、楠木正成伝説視察（ふるさと歴史学習館）
- 8月4日（金） 学びの森開村式、局内会議
夏休み子ども体験教室視察（千代田公民館）
学びの森視察（滝畑ふるさと文化財の森センター）
- 8月6日（日） ラブリーホールミュージカル視察
学びの森閉村式
南花台ふるさと夏祭り視察（南花台第10公園）
- 8月10日（木） 近畿都市教育長協議会令和5年度第2回役員会（アウイーナ大阪）

裏面へ

- 8月14日（月） 台風7号接近による災害対応業務従事
～15日（火）
- 8月18日（金） 大阪府都市教育長協議会役員会・夏季研修会（アウターナ
大阪）
- 8月22日（火） 全員協議会、人事関係業務従事
- 8月23日（水） 南河内地区教育長協議会夏季研修（播磨町他）

令和5年8月定例教育委員会会議

議 案 書

令和5年8月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- 議案第22号 河内長野市立幼稚園設置条例の廃止について
(説明担当 教育総務課・・・p. 2)
- 議案第23号 河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定
審査会設置条例の制定について
(説明担当 教育指導課・・・p. 4)
- 議案第24号 河内長野市赤峰市民広場条例の廃止について
(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・p. 8)
- 議案第25号 河内長野市スポーツ振興基金条例の制定について
(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・p. 10)
- 議案第26号 令和5年度河内長野市一般会計補正予算(案)に
ついて
(説明担当 各担当課・・・p. 14)

(報告案件)

- 報告第20号 労働基準法第36条に基づく労使協定の締結につ
いて
(説明担当 教育総務課・・・p. 15)

議案第 22 号

河内長野市立幼稚園設置条例の廃止について

河内長野市立幼稚園設置条例を廃止する条例については次のとおりです。

令和 5 年 8 月 24 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 号

河内長野市立幼稚園設置条例の廃止について

河内長野市立幼稚園設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年 月 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市立幼稚園設置条例を廃止する条例

河内長野市立幼稚園設置条例（昭和29年河内長野市条例第43号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（河内長野市立幼稚園保育料徴収条例の廃止）

2 河内長野市立幼稚園保育料徴収条例（平成26年河内長野市条例第40号）は、廃止する。

議案第23号

河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定審査会設置条例の制定について

河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定審査会設置条例の制定については次のとおりです。

令和5年8月24日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 号

河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定審査会設置
条例の制定について

河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定審査会設置条例を
次のように定める。

令和 年 月 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定審査会設
置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の
規定に基づき、市長の附属機関として、河内長野市新学校給食センター
整備運営事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、新学校給食センター整備運営事業
（事業者が、新学校給食センターの設計、施工、運営、維持管理等を包
括的に行う事業をいう。）の提案内容について審査し、意見を述べるも
のとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市及び関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席（オンライン（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した出席を含む。）がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は審査会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(書面審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面の送付等によって行う審議（以下「書面審議」という。）をすることをもって会議に代えることができる。

2 書面審議は、委員の半数以上が可否等を表明したことをもって成立し、書面審議の議事は、可否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 書面審議を行ったときは、会長はその後に招集される最初の会議において、審議の結果を報告しなければならない。

（秘密の保持）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、別に定める部署において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（会議の招集に係る特例）

2 この条例の施行後最初に行われる審査会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

議案第 24 号

河内長野市赤峰市民広場条例の廃止について

河内長野市赤峰市民広場条例を廃止する条例に制定については次のとおりです。

令和 5 年 8 月 24 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 号

河内長野市赤峰市民広場条例の廃止について

河内長野市赤峰市民広場条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市赤峰市民広場条例を廃止する条例

河内長野市赤峰市民広場条例（昭和58年河内長野市条例第4号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規
則で定める日から施行する。

議案第 2 5 号

河内長野市スポーツ振興基金条例の制定について

河内長野市スポーツ振興基金条例の制定については次のとおりです。

令和 5 年 8 月 2 4 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 号

河内長野市スポーツ振興基金条例の制定について
河内長野市スポーツ振興基金条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市スポーツ振興基金条例

(設置)

第1条 スポーツの振興に要する資金に充てるため、河内長野市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般財源その他をもって一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(河内長野市文化、スポーツ及び国際交流等推進基金条例の一部改正)

2 河内長野市文化、スポーツ及び国際交流等推進基金条例（平成3年河内長野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

河内長野市生涯学習及び国際交流基金条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 文化及び芸術の振興、図書館の充実、文化財の保護及び活用、青少年の健全育成、国際化及び多文化共生の推進等（スポーツの振興を除く。）に要する資金に充てるため、河内長野市生涯学習及び国際

交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

（河内長野市基金に属する現金の一括運用により生ずる収益の処理に関する条例の一部改正）

- 3 河内長野市基金に属する現金の一括運用により生ずる収益の処理に関する条例（令和元年河内長野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

河内長野市文化、スポーツ及び国際交流等推進基金条例（平成3年河内長野市条例第1号）	河内長野市文化、スポーツ及び国際交流等推進基金
---	-------------------------

」

を

「

河内長野市生涯学習及び国際交流基金条例（令和3年河内長野市条例第1号）	河内長野市生涯学習及び国際交流基金
-------------------------------------	-------------------

」

に改め、同表に次のように加える。

河内長野市スポーツ振興基金条例（令和5年河内長野市条例第 号）	河内長野市スポーツ振興基金
---------------------------------	---------------

議案第 26 号

令和 5 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

令和 5 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について、別冊 1 のとおり承認する。

令和 5 年 8 月 24 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 20 号

労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について、別冊 2 のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 24 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

別冊 1

議案第 26 号関係

令和 5 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

【教育委員会関係抜粋】

河内長野市教育委員会事務局

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税		7,157,000	221,136	7,378,136
	1 地 方 交 付 税	7,157,000	221,136	7,378,136
13 分 担 金 及 び 負 担 金		177,620	12,202	189,822
	1 負 担 金	177,620	12,202	189,822
15 国 庫 支 出 金		8,637,011	35,219	8,672,230
	1 国 庫 負 担 金	6,023,020	35,219	6,058,239
16 府 支 出 金		3,321,729	3,188	3,324,917
	1 府 負 担 金	2,397,163	3,188	2,400,351
19 繰 入 金		1,020,911	56,000	1,076,911
	2 基 金 繰 入 金	1,008,695	56,000	1,064,695
20 繰 越 金		1,000	17,816	18,816
	1 繰 越 金	1,000	17,816	18,816
22 市 債		2,628,900	53,500	2,682,400
	1 市 債	2,628,900	53,500	2,682,400
歳 入 合 計		40,681,270	399,061	41,080,331

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		5,633,318	15,300	5,648,618
	1 総 務 管 理 費	4,849,980	10,000	4,859,980
	2 徴 税 費	454,861	5,300	460,161
3 民 生 費		18,254,763	118,760	18,373,523
	1 社 会 福 祉 費	10,457,324	43,704	10,501,028
	2 児 童 福 祉 費	5,402,365	60,785	5,463,150
	3 生 活 保 護 費	2,395,074	14,271	2,409,345
4 衛 生 費		3,677,967	62,188	3,740,155
	1 保 健 衛 生 費	1,968,186	16,688	1,984,874
	2 清 掃 費	1,709,781	45,500	1,755,281
8 土 木 費		2,836,107	7,200	2,843,307
	4 都 市 計 画 費	1,978,361	7,200	1,985,561
9 消 防 費		1,666,811	26,524	1,693,335
	1 消 防 費	1,666,811	26,524	1,693,335
10 教 育 費		4,314,786	51,317	4,366,103
	5 社 会 教 育 費	1,474,711	6,005	1,480,716
	6 保 健 体 育 費	499,410	45,312	544,722
11 災 害 復 旧 費		60,200	117,772	177,972
	1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	2,000	2,000	4,000
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	58,200	115,772	173,972
歳 出	合 計	40,681,270	399,061	41,080,331

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	道の駅奥河内くろまろの郷 駐車場屋根設置事業	40,195
8 土木費	4 都市計画費	美加の台第1緑地整備事業	100,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公園緑地災害復旧事業	58,000

第3表 債務負担行為補正

債務負担行為の追加

事項	期間	限度額
成果連動型業務委託料 (庁舎エレベーター保守点検業務)	令和5年度～令和7年度	3,077 千円
市立小学校トイレ整備工事設計業務委託料	令和5年度～令和6年度	2,700 千円
市立中学校トイレ整備工事設計業務委託料	令和5年度～令和6年度	5,400 千円
成果連動型業務委託料 (市民交流センターエレベーター 保守点検業務)	令和5年度～令和7年度	1,812 千円
南花台小学校駐車場整備等工事	令和5年度～令和6年度	7,047 千円

第4表 地方債補正

地方債の変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
農林施設 災害復旧事業	1,200	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府、地方 公共団体金 融機構、銀 行又はその 他、償還期 限30年以内 (内据置5年 以内)、元 利均等又は 元金均等年 賦又は半年 賦償還	2,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
公共土木施設 災害復旧事業	58,200				153,400			
臨時財政対策債	245,000				202,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	11,820,362	0	11,820,362
2 地 方 譲 与 税	247,400	0	247,400
3 利 子 割 交 付 金	13,900	0	13,900
4 配 当 割 交 付 金	115,000	0	115,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	82,300	0	82,300
6 法 人 事 業 税 交 付 金	175,400	0	175,400
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,306,000	0	2,306,000
8 ゴルフ場利用税交付金	17,900	0	17,900
9 環 境 性 能 割 交 付 金	57,900	0	57,900
10 地 方 特 例 交 付 金	79,100	0	79,100
11 地 方 交 付 税	7,157,000	221,136	7,378,136
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,100	0	14,100
13 分 担 金 及 び 負 担 金	177,620	12,202	189,822
14 使 用 料 及 び 手 数 料	670,562	0	670,562
15 国 庫 支 出 金	8,637,011	35,219	8,672,230
16 府 支 出 金	3,321,729	3,188	3,324,917
17 財 産 収 入	383,631	0	383,631
18 寄 附 金	1,300,000	0	1,300,000
19 繰 入 金	1,020,911	56,000	1,076,911
20 繰 越 金	1,000	17,816	18,816
21 諸 収 入	453,544	0	453,544
22 市 債	2,628,900	53,500	2,682,400
歳 入 合 計	40,681,270	399,061	41,080,331

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	280,916	0	280,916
2 総務費	5,633,318	15,300	5,648,618
3 民生費	18,254,763	118,760	18,373,523
4 衛生費	3,677,967	62,188	3,740,155
5 労働費	18,193	0	18,193
6 農林業費	422,068	0	422,068
7 商工費	423,344	0	423,344
8 土木費	2,836,107	7,200	2,843,307
9 消防費	1,666,811	26,524	1,693,335
10 教育費	4,314,786	51,317	4,366,103
11 災害復旧費	60,200	117,772	177,972
12 公債費	2,992,797	0	2,992,797
13 予備費	100,000	0	100,000
歳出合計	40,681,270	399,061	41,080,331

(単位：千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定 国府支出金	財 地方債	源 その他	
			15,300
			118,760
		45,500	16,688
			7,200
		12,002	14,522
		10,500	40,817
20,439	96,500	200	633
20,439	96,500	68,202	213,920

2 歳 入

(款) 11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	7,157,000	221,136	7,378,136
項計	7,157,000	221,136	7,378,136

(款) 13 分担金及び負担金 (項) 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計
5 災害復旧費負担金	200	200	400
6 消防費負担金	0	12,002	12,002
項計	177,620	12,202	189,822

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費国庫負担金	5,787,694	14,780	5,802,474
3 災害復旧費国庫負担金	0	20,439	20,439
項計	6,023,020	35,219	6,058,239

(款) 16 府支出金 (項) 1 府負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費負担金	2,397,163	3,188	2,400,351

(款) 16 府支出金 (項) 1 府負担金

目	補正前の額	補正額	計
項計	2,397,163	3,188	2,400,351

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
8 滝畑地区環境整備基金 繰入金	6,800	42,000	48,800
9 日野地区環境整備基金 繰入金	2,600	3,500	6,100
14 文化・スポーツ及び 国際交流等推進基金 繰入金	15,013	8,000	23,013
15 スポーツ振興基金 繰入金	0	2,500	2,500
項計	1,008,695	56,000	1,064,695

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1,000	17,816	18,816
項計	1,000	17,816	18,816

(款) 22 市債 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
9 災害復旧債	59,400	96,500	155,900

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算分 6

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 滝畑地区環境整備基金繰入金	42,000	滝畑地区環境整備基金とりくずし金 42,000
1 日野地区環境整備基金繰入金	3,500	日野地区環境整備基金とりくずし金 3,500
1 文化・スポーツ及び国際交流等推進基金繰入金	8,000	文化・スポーツ及び国際交流等推進基金とりくずし金 8,000
1 スポーツ振興基金繰入金	2,500	スポーツ振興基金とりくずし金 2,500

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	17,816	前年度決算剰余金 17,816

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 農林施設災害復旧債	1,300	農林施設災害復旧債 1,300

(款) 22 市債 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
10 臨時財政対策債	245,000	△ 43,000	202,000
項計	2,628,900	53,500	2,682,400

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 公共土木施設 災害復旧債	95,200	公共土木施設災害復旧債 95,200
1 臨時財政対策債	△ 43,000	臨時財政対策債 △ 43,000

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 5 財産管理費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
685,241	10,000	695,241	24積立金	10,000
目 計				
項 計 4,849,980	10,000	4,859,980		

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費 (目) 2 賦課徴収費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
156,361	5,300	161,661	22償還金、利子及び割引料	5,300
目 計				
項 計 454,861	5,300	460,161		

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 社会福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
2,005,803	9,459	2,015,262	22償還金、利子及び割引料	9,459
目 計				

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 2 障がい者福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
3,684,480	34,156	3,718,636	22償還金、利子及び割引料	34,156
目 計				

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 5 福祉医療費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
560,306	89	560,395	22償還金、利子及び割引料	89
目 計				
項 計 10,457,324	43,704	10,501,028		

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費 (目) 1 常備消防費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
項計 1,666,811	26,524	1,693,335		

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 4 文化国際費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
255,529	△ 6,200	249,329	24積立金	△ 6,200
目計				

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 7 放課後児童会費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
507,216	12,205	519,421	22償還金、利子及び割引料	12,205
目計				
項計 1,474,711	6,005	1,480,716		

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費 (目) 1 体育振興費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
70,542	16,700	87,242	24積立金	16,700
目計				

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費 (目) 2 体育施設費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
143,946	28,560	172,506	14工事請負費	28,560
目計				

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
			特定財源(その他) 12,002
			一般財源 14,522

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
3 文化・スポーツ及び国際交流等推進基金事業 (文化・スポーツ振興課) △ 6,200	24 積立金 文化・スポーツ及び国際交流等推進基金積立金 △ 6,200	△ 6,200	特定財源(その他) △ 6,200
			特定財源(その他) △ 6,200

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
1 放課後児童会運営事業 (地域教育推進課) 12,205	22 償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金 12,205	12,205	一般財源 12,205
			一般財源 12,205
			特定財源(その他) △ 6,200
			一般財源 12,205

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
5 スポーツ振興基金事業 (文化・スポーツ振興課) 16,700	24 積立金 スポーツ振興基金積立金 16,700	16,700	特定財源(その他) 16,700
			特定財源(その他) 16,700

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
2 スポーツ施設整備事業 (文化・スポーツ振興課) 28,560	14 工事請負費 旧長野北高校跡地防球ネット増設等工事 28,560	28,560	一般財源 28,560
			一般財源 28,560

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費 (目) 3 学校給食費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
284,922	52	284,974	1 報酬	52
目計				
項計 499,410	45,312	544,722		

(款) 11 災害復旧費 (項) 1 農林施設災害復旧費 (目) 1 農業用施設災害復旧費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
1,000	2,000	3,000	14 工事請負費	2,000
目計				
項計 2,000	2,000	4,000		

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (目) 1 公共土木施設災害復旧費

補正前の額	補正額	計	節別説明	
			節区分	金額
58,200	115,772	173,972	12 委託料 14 工事請負費	8,272 107,500
目計				
項計 58,200	115,772	173,972		

(単位：千円)

事業別区分		事業別説明		明	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 学校給食推進事業 (教育指導課)	52	1 報酬	52	一般財源	52
		委員報酬	52		
				一般財源	52
				特定財源(その他)	16,700
				一般財源	28,612

(単位：千円)

事業別区分		事業別説明		明	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 農地・農業用施設災害復旧事業 (農林課)	2,000	14 工事請負費	2,000	地方債	1,300
		災害復旧工事	2,000	特定財源(その他)	200
				一般財源	500
				地方債	1,300
				特定財源(その他)	200
				一般財源	500
				地方債	1,300
				特定財源(その他)	200
				一般財源	500

(単位：千円)

事業別区分		事業別説明		明	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 道路橋梁災害復旧事業 (道路課)	6,000	14 工事請負費	6,000	国府支出金	4,000
		災害復旧工事	6,000	地方債	2,000
2 河川等災害復旧事業 (公園河川課)	43,500	14 工事請負費	43,500	国府支出金	16,439
		災害復旧工事	43,500	地方債	27,000
				一般財源	61
4 公共施設災害復旧事業 (産業観光課)	8,272	12 委託料	8,272	地方債	8,200
		測量設計等委託料	8,272	一般財源	72
5 公園緑地災害復旧事業 (公園河川課)	58,000	14 工事請負費	58,000	地方債	58,000
		災害復旧工事	58,000		
				国府支出金	20,439
				地方債	95,200
				一般財源	133
				国府支出金	20,439
				地方債	95,200
				一般財源	133

令和5年度

9 月 定 例 市 議 会

補正予算の概要

【教育委員会関係抜粋】

1. 歳入歳出予算の補正

(単位 千円)

会 計 名	補正 号数	補 正 前	補 正 額	財 源 内 訳				計
				国府支出金	地方債	その他	一般財源	
一 般 会 計	4号	40,681,270	399,061	20,439	96,500	68,202	213,920	41,080,331
国民健康保険事業勘定 特 別 会 計	1号	12,770,813	5,115				5,115	12,775,928
介護保険特別会計	1号	12,147,121	149,691				149,691	12,296,812

2. 繰越明許費

一般会計

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額	備 考
商工費	商工費	道の駅奥河内くろまろの郷 駐車場屋根設置事業	40,195	委託料、工事請負費
補正理由	国庫補助金の申請及び工事資材の納品に時間を要し、年度内の事業完了が困難であるため。			

款	項	事 業 名	金 額	備 考
土木費	都市計画費	美加の台第1緑地整備事業	100,000	工事請負費
補正理由	工事車両の進入に支障となる施設の所有者確認等に時間を要し、年度内の事業完了が困難であるため。			

款	項	事 業 名	金 額	備 考
災害復 旧費	公共土木施設 災害復旧費	公園緑地災害復旧事業	58,000	工事請負費
補正理由	二次的被害を防止するため早急に事業着手する必要があるが、年度内の事業完了が困難であるため。			

3. 債務負担行為の補正

一般会計

債務負担行為の追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
成果連動型業務委託料 (庁舎エレベーター保守点検業務)	令和5年度～令和7年度	3,077
補正理由	成果連動型民間委託契約方式を活用したコストマネジメントコンサルティング業務を委託することにより、既存の庁舎エレベーター保守点検業務の適正化によるコスト削減を図るため。	

事 項	期 間	限 度 額
市立小学校トイレ整備工事設計業務委託料	令和5年度～令和6年度	2,700
補正理由	大規模改造(トイレ)事業については、令和5年度の国の交付金を活用するため、本年度中に設計業務委託する必要があるため。	

事 項	期 間	限 度 額
市立中学校トイレ整備工事設計業務委託料	令和5年度～令和6年度	5,400
補正理由	大規模改造(トイレ)事業については、令和5年度の国の交付金を活用するため、本年度中に設計業務委託する必要があるため。	

事 項	期 間	限 度 額
成果連動型業務委託料 (市民交流センターエレベーター保守点検業務)	令和5年度～令和7年度	1,812
補正理由	成果連動型民間委託契約方式を活用したコストマネジメントコンサルティング業務を委託することにより、既存の市民交流センターエレベーター保守点検業務の適正化によるコスト削減を図るため。	

事 項	期 間	限 度 額
南花台小学校駐車場整備等工事	令和5年度～令和6年度	7,047
補正理由	赤峰市民広場産業用地化に伴い、代替施設の整備を行うため。	

4. 地方債の補正

一般会計

地方債補正(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後	増減
農林施設災害復旧事業	1,200	2,500	1,300

起債の目的	補正前	補正後	増減
公共土木施設災害復旧事業	58,200	153,400	95,200

起債の目的	補正前	補正後	増減
臨時財政対策債	245,000	202,000	△ 43,000

一般会計

(a)歳出予算補正 399,061 千円 収支差 0 千円

(款)2. 総務費 (項)1. 総務管理費 (目)5. 財産管理費 10,000 千円

(財政課)

【基金管理事業】

積立金 財政調整基金積立金	補正前	16,300 千円	10,000 千円
---------------	-----	-----------	-----------

★【補正理由】★

令和4年度決算剰余金(18,816,567円)の1/2以上を財政調整基金に積み立てるため。

(款)2. 総務費 (項)2. 徴税费 (目)2. 賦課徴収費 5,300 千円

(税務課)

【徴収及び収納事業】

償還金、利子及び割引料 市税過誤納還付及び還付加算金	補正前	40,000 千円	5,300 千円
----------------------------	-----	-----------	----------

★【補正理由】★

法人市民税の還付金が増加したことにより、令和5年度予算に不足が生じる見込みであるため。

(款)3. 民生費 (項)1. 社会福祉費 (目)1. 社会福祉推進費 9,459 千円

(地域福祉高齢課)

【地域福祉推進事業】

償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	補正前	0 千円	1,137 千円
---------------------------	-----	------	----------

(国)生活困窮者自立相談支援事業費等補助金	前年度収入済額	14,751,000	確定額	13,614,000	返還額	1,137,000
-----------------------	---------	------------	-----	------------	-----	-----------

★【補正理由】★

前年度における国庫支出金精算に伴い返還金が生じたため。

(生活福祉課)

【生活支援扶助事業】

償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	補正前	0 千円	7,818 千円
---------------------------	-----	------	----------

(国)生活困窮者自立相談支援事業費等補助金	前年度収入済額	15,633,000	確定額	14,799,000	返還額	834,000
-----------------------	---------	------------	-----	------------	-----	---------

(国)新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	前年度収入済額	27,336,000	確定額	20,352,000	返還額	6,984,000
---------------------------	---------	------------	-----	------------	-----	-----------

★【補正理由】★

前年度における国庫支出金精算に伴い返還金が生じたため。

(地域福祉高齢課)

【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業】

償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	補正前	0 千円	504 千円
---------------------------	-----	------	--------

(国)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業補助金	前年度収入済額	612,239,173	確定額	611,735,173	返還額	504,000
---------------------------------	---------	-------------	-----	-------------	-----	---------

★【補正理由】★

前年度における国庫支出金精算に伴い返還金が生じたため。

(款)3. 民生費 (項)1. 社会福祉費 (目)2. 障がい者福祉推進費 #REF! 千円

(障がい福祉課)

【法定給付・手続き関係事業】

償還金、利子及び割引料 国府支出金精算に伴う返還金	補正前	0 千円	34,037 千円
---------------------------	-----	------	-----------

(国)障がい者自立支援給付費負担金(介護給付費等)	前年度収入済額	1,298,591,098	確定額	1,275,427,221	返還額	23,163,877
---------------------------	---------	---------------	-----	---------------	-----	------------

(国)障がい者自立支援給付費負担金(医療費)	前年度収入済額	61,100,000	確定額	53,071,848	返還額	8,028,152
------------------------	---------	------------	-----	------------	-----	-----------

(府)障がい者自立支援給付費負担金(更生医療)	前年度収入済額	27,500,000	確定額	24,655,827	返還額	2,844,173
-------------------------	---------	------------	-----	------------	-----	-----------

★【補正理由】★

前年度における国府支出金精算に伴い返還金が生じたため。

(款)4. 衛生費 (項)2. 清掃費 (目)1. 清掃総務費 45,500 千円

(クリーンセンター環境事業推進課)

【日野・滝畑地区環境整備事業】

負担金、補助及び交付金 滝畑地区環境整備事業交付金	補正前	2,800 千円	42,000 千円
負担金、補助及び交付金 日野地区環境整備事業交付金	補正前	700 千円	3,500 千円

★[補正理由]★

滝畑地区における滝畑公衆トイレの整備工事や、既設公衆トイレの解体工事、第二駐車場のトイレ新築工事に対する交付金の交付を行うため。また、日野地区における墓地整備事業に対する交付金の交付を行うため。

《財源 繰入金》

滝畑地区環境整備基金繰入金 滝畑地区環境整備基金とりくずし金	42,000 千円
--------------------------------	-----------

《財源 繰入金》

日野地区環境整備基金繰入金 日野地区環境整備基金とりくずし金	3,500 千円
--------------------------------	----------

(款)8. 土木費 (項)4. 都市計画費 (目)3. 公園緑地費 7,200 千円

(公園河川課)

【公園緑地管理事業】

委託料 通学路危険木伐採業務委託料	補正前	0 千円	7,200 千円
-------------------	-----	------	----------

★[補正理由]★

通学路の安全を確保するため、危険木の伐採を行うもの。

(款)9. 消防費 (項)1. 消防費 (目)1. 常備消防費 26,524 千円

(消防総務課)

【消防管理事業】

需用費 消耗品費	補正前	4,136 千円	986 千円
役務費 手数料	補正前	0 千円	869 千円
委託料 測量設計等委託料	補正前	0 千円	2,128 千円
委託料 消防庁舎名称変更業務委託料	補正前	0 千円	2,436 千円
委託料 消防車両名称変更業務委託料	補正前	0 千円	5,583 千円
負担金、補助及び交付金 (仮称)大阪南消防組合負担金	補正前	0 千円	14,522 千円

★[補正理由]★

消防広域化を進めるにあたり必要な初期費用を計上するもの。

《財源 分担金及び負担金》

消防広域化初期費用負担金 消防広域化初期費用負担金	12,002 千円
---------------------------	-----------

(款)10. 教育費 (項)5. 社会教育費 (目)4. 文化国際費 △ 6,200 千円

(文化・スポーツ振興課)

【文化・スポーツ及び国際交流等推進基金事業】

積立金 文化・スポーツ及び国際交流等推進基金積立金	補正前	22,500 千円	△ 6,200 千円
---------------------------	-----	-----------	------------

★[補正理由]★

スポーツ振興基金を新設するにあたり、スポーツ振興に係るふるさと納税やスポーツ施設駐車場の収益金を、スポーツ振興基金に積み立てるため、既存の基金への積立金の減額を行うもの。

《財源 寄付金》

一般寄付金 ふるさと納税	△ 3,000 千円
--------------	------------

《財源 諸収入》

雑入 スポーツ施設駐車場収益金	△ 3,200 千円
-----------------	------------

(款)10. 教育費 (項)5. 社会教育費 (目)7. 放課後児童会費 12,205 千円

(地域教育推進課)

【放課後児童会運営事業】

償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	補正前	0 千円	12,205 千円
(国)子ども・子育て支援交付金	前年度収入済額	90,934,000	確定額 79,058,000 返還額 11,876,000
(国)保育士等処遇改善臨時特例交付金	R3年度収入済額	2,309,600	確定額 1,981,145 返還額 328,455

★[補正理由]★

過年度における国庫支出金精算に伴い返還金が生じたため。

(款)10. 教育費 (項)6. 保健体育費 (目)1. 体育振興費 16,700 千円

(文化・スポーツ振興課)

【スポーツ振興基金事業】

積立金 スポーツ振興基金積立金	補正前	0 千円	16,700 千円
-----------------	-----	------	-----------

★[補正理由]★

将来にわたるスポーツ振興やまちづくりの方向性を見据えたスポーツ施設の再編を進めるにあたり、既存の「河内長野市文化、スポーツ及び国際交流等推進基金」においては目的が多岐にわたることから、スポーツの振興に特化した新たな基金を創設するため。

《財源 寄付金》

一般寄付金 ふるさと納税	3,000 千円
--------------	----------

《財源 繰入金》

文化・スポーツ及び国際交流等推進基金繰入金 文化・スポーツ及び国際交流等推進基金とりくずし金	10,500 千円
--	-----------

《財源 諸収入》

雑入 スポーツ施設駐車場収益金	3,200 千円
-----------------	----------

(款)10. 教育費 (項)6. 保健体育費 (目)2. 体育施設費 28,560 千円

(文化・スポーツ振興課)

【スポーツ施設整備事業】

工事請負費 旧長野北高校跡地防球ネット増設等工事	補正前	0 千円	28,560 千円
--------------------------	-----	------	-----------

★[補正理由]★

赤峰市民広場産業用地化に伴い、代替施設の整備を行うため。

(款)10. 教育費 (項)6. 保健体育費 (目)3. 学校給食費 52 千円

(教育指導課)

【学校給食推進事業】

報酬 委員報酬	補正前	26 千円	52 千円
---------	-----	-------	-------

★[補正理由]★

中学校全員給食をDBO方式にて実施するため、令和6年度に包括的に事業を実施する事業者を公募型プロポーザルにて選定するあたり、学識経験者を交えた附属機関を新たに設置するため。

(款)11. 災害復旧費 (項)1. 農林施設災害復旧費 (目)1. 農業用施設災害復旧費 2,000 千円

(農林課)

【農地・農業用施設災害復旧事業】

工事請負費 災害復旧工事	補正前	1,000 千円	2,000 千円
--------------	-----	----------	----------

★[補正理由]★

令和5年6月2日の台風2号の接近による豪雨の影響により被災したニゴラベ農道及び菖蒲谷農道の復旧工事を行うため。

《財源 分担金及び負担金》

農林施設災害復旧費負担金 災害復旧事業地元負担金	200 千円
--------------------------	--------

《財源 市債》

農林施設災害復旧債 農林施設災害復旧債	1,300 千円
---------------------	----------

(款)11. 地方交付税 (項)1. 地方交付税 (目)1. 地方交付税		221,136 千円	
地方交付税 普通交付税	補正前	6,927,000 千円	221,136 千円
(款)13. 分担金及び負担金 (項)1. 負担金 (目)5. 災害復旧費負担金		200 千円	
農林施設災害復旧費負担金 災害復旧事業地元負担金	補正前	200 千円	200 千円
(款)13. 分担金及び負担金 (項)1. 負担金 (目)6. 消防費負担金		12,002 千円	
消防広域化初期費用負担金 消防広域化初期費用負担金	補正前	0 千円	12,002 千円
(款)15. 国庫支出金 (項)1. 国庫負担金 (目)1. 民生費国庫負担金		14,780 千円	
社会福祉費負担金 特別障がい者手当等給付費負担金過年度精算分	補正前	0 千円	364 千円
社会福祉費負担金 障がい者自立支援給付費負担金過年度精算分	補正前	0 千円	2,170 千円
社会福祉費負担金 介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算分	補正前	0 千円	2,838 千円
社会福祉費負担金 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金過年度精算分	補正前	0 千円	563 千円
児童福祉費負担金 児童手当負担金過年度精算分	補正前	0 千円	28 千円
生活保護費負担金 生活保護費負担金過年度精算分	補正前	0 千円	8,817 千円
(款)15. 国庫支出金 (項)1. 国庫負担金 (目)3. 災害復旧費国庫負担金		20,439 千円	
公共土木施設災害復旧費負担金 道路災害復旧事業負担金(2/3)	補正前	0 千円	4,000 千円
公共土木施設災害復旧費負担金 河川災害復旧事業負担金(2/3)	補正前	0 千円	16,439 千円
(款)16. 府支出金 (項)1. 府負担金 (目)1. 民生費負担金		3,188 千円	
社会福祉費負担金 障がい者自立支援給付費負担金過年度精算分	補正前	0 千円	3,182 千円
社会福祉費負担金 介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算分	補正前	0 千円	6 千円
(款)19. 繰入金 (項)2. 基金繰入金 (目)8. 滝畑地区環境整備基金繰入金		42,000 千円	
滝畑地区環境整備基金繰入金 滝畑地区環境整備基金とりくずし金	補正前	2,800 千円	42,000 千円
(款)19. 繰入金 (項)2. 基金繰入金 (目)9. 日野地区環境整備基金繰入金		3,500 千円	
日野地区環境整備基金繰入金 日野地区環境整備基金とりくずし金	補正前	1,900 千円	3,500 千円
(款)19. 繰入金 (項)2. 基金繰入金 (目)14. 文化・スポーツ及び国際交流等推進基金繰入金		8,000 千円	
文化・スポーツ及び国際交流等推進基金繰入金 文化・スポーツ及び国際交流等推進基金とりくずし金	補正前	15,013 千円	8,000 千円
(款)19. 繰入金 (項)2. 基金繰入金 (目)15. スポーツ振興基金繰入金		2,500 千円	
スポーツ振興基金繰入金 スポーツ振興基金とりくずし金	補正前	0 千円	2,500 千円
(款)20. 繰越金 (項)1. 繰越金 (目)1. 繰越金		17,816 千円	
繰越金 前年度決算剰余金	補正前	1,000 千円	17,816 千円
(款)22. 市債 (項)1. 市債 (目)9. 災害復旧債		96,500 千円	
農林施設災害復旧債 農林施設災害復旧債	補正前	1,200 千円	1,300 千円
公共土木施設災害復旧債 公共土木施設災害復旧債	補正前	58,200 千円	95,200 千円
(款)22. 市債 (項)1. 市債 (目)10. 臨時財政対策債		#REF! 千円	
臨時財政対策債 臨時財政対策債	補正前	245,000 千円	△ 43,000 千円